規則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十七人以内を置く。 2　［略］ （転嫁対策調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官八人以内を置く。 2　［略］ （下請取引検査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十二人以内を置く。 2　［略］ （特別専門官） **第二条の五**　［略］ 2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。 一　主要な事件の審査、排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査（いずれも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四章の規定に係るものを除く。）に関すること。 二　告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立て（いずれも独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）に関すること。 ［三・四　略］ 五　前各号に掲げるもののほか事件（独占禁止法第四章の規定に係るものを除く。）の処理に関する事務のうち重要事項に関すること。 （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十人以内を置く。 ［2～4　略］ （地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。 ［一～六　略］	（企業結合調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 2　［同上］ （転嫁対策調査官） **第二条の三**　事務総局経済取引局取引部取引企画課に転嫁対策調査官九人以内を置く。 2　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十六人以内を置く。 2　［同上］ （特別専門官） **第二条の五**　［同上］ 2　前項の特別専門官は、命を受け、次に掲げる事務に参画する。 一　主要な事件の審査、排除措置計画及び排除確保措置計画の認定、排除措置命令、課徴金の納付命令、競争回復措置命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関すること。 二　告発及び裁判所に対する違反事件に係る緊急停止命令の申立てに関すること。 ［三・四　同上］ 五　前各号に掲げるもののほか事件の処理に関する事務のうち重要事項に関すること。 （審査専門官） **第二条の六**　事務総局審査局に審査専門官二百九十一人以内を置く。 ［2～4　同上］ （地方事務所及び支所の総務課） **第四条**　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。 ［一～六　同上］